

交付図書の訂正

平成23年12月28日付けで公告を行いました「東北中央自動車道（南陽高畠～山形上山）上山市地区権利登記業務」に係る交付図書の一部を下記のとおり訂正します。

記

- 1 不動産登記（権利に関する登記）業務標準仕様書の第15条（別添1-1）、様式第3号（別添1-2）、様式第9号（別添1-3）、別添成果品一覧表（別添1-4）を別添のとおり訂正する。
- 2 特記仕様書の別添内訳書（別添2）を別添のとおり訂正する。
- 3 契約書の別添単価表（別添3）を別添のとおり訂正する。
- 4 金抜設計書の内訳書（別添4）を別添のとおり訂正する。

以上

平成24年1月25日

（契約責任者）東日本高速道路株式会社 東北支社
山形工事事務所長 阿部 誠

訂正前	訂正後
<p>(書類の作成等)</p> <p>第15条 書類の作成等は、次の各号により行うものとする。</p> <p>一 文案を要する書類の作成は、民法（明治29年法律第89号）903条の特別受益証明書等の正本及びその写しの作成について、起案、作成、確認及び法務局への事前相談等により行うものをいう。</p> <p>二 文案を要しない書類の作成は、共同担保目録等の作成について、作成、確認及び法務局への事前相談等により行うものをいう。</p> <p>三 謄本等の請求及び受領は、会社の指示により、受注者において謄抄本、登記事項証明書、登記要約書又は印鑑証明書等の交付申請手続及び受領を行うものをいい、委任状作成を含むものとする。</p>	<p>(書類の作成等)</p> <p>第15条 書類の作成等は、次の各号により行うものとする。</p> <p>一 文案を要する書類の作成は、民法（明治29年法律第89号）903条の特別受益証明書等の正本及びその写しの作成について、起案、作成、確認及び法務局への事前相談等により行うものをいう。</p> <p>二 謄本等の請求及び受領は、会社の指示により、受注者において謄抄本、登記事項証明書、登記要約書又は印鑑証明書等の交付申請手続及び受領を行うものをいい、委任状作成を含むものとする。</p> <div data-bbox="1501 575 2742 688" style="border: 1px solid red; height: 54px;"></div>

訂正前

別 添		
成果品一覧表		
種 別	成 果 品	備 考
申請手続業務（所有権保存）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
申請手続業務（相続）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
申請手続業務（所有権移転）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
申請手続業務（用益権・担保物権の設定）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
申請手続業務（用益権・担保物権の移転又は処分）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
申請手続業務（登記名義人の表示変更・更正）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
申請手続業務（所有権の登記の抹消・変更）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
申請手続業務（所有権以外の登記の抹消・変更）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
書類の作成等（文案を要するものの正本）	作成した書類の写し	
書類の作成等（文案を要するものの写し）	—	登記申請書の写しにて確認可
書類の作成等（文案を要しないもの）	作成した書類の写し	
書類の作成等（謄抄本等の請求及び受領）	取得した謄本等の原本（又は写し）	原本が無い場合は写し※
割増料 I（不動産の個数 1 個を超える分に 1 個につき）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	

※作成した資料を登記申請に使用しており、成果品納入時に原本が無い場合は写しとする

訂正後

別 添		
成果品一覧表		
種 別	成 果 品	備 考
申請手続業務（所有権保存）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
申請手続業務（相続）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
申請手続業務（所有権移転）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
申請手続業務（用益権・担保物権の設定）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
申請手続業務（用益権・担保物権の移転又は処分）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
申請手続業務（登記名義人の表示変更・更正）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
申請手続業務（所有権の登記の抹消・変更）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
申請手続業務（所有権以外の登記の抹消・変更）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	
書類の作成等（文案を要するものの正本）	作成した書類の写し	
書類の作成等（文案を要するものの写し）	—	登記申請書の写しにて確認可
書類の作成等（謄抄本等の請求及び受領）	取得した謄本等の原本（又は写し）	原本が無い場合は写し※
割増料 I（不動産の個数 1 個を超える分に 1 個につき）	申請書の写し及び登記完了証（又は登記済証）	

※作成した資料を登記申請に使用しており、成果品納入時に原本が無い場合は写しとする

訂正表

訂正前				訂正後			
別添 内訳表 (業務名) 東北中央自動車道 (南陽高島～山形上山) 上山市地区権利登記業務				別添 内訳表 (業務名) 東北中央自動車道 (南陽高島～山形上山) 上山市地区権利登記業務			
種別	単位	数量	摘要	種別	単位	数量	摘要
申請手続業務 (所有権保存)	1 件	1		申請手続業務 (所有権保存)	1 件	1	
申請手続業務 (相続)	1 件	43		申請手続業務 (相続)	1 件	43	
申請手続業務 (所有権移転)	1 件	817		申請手続業務 (所有権移転)	1 件	817	
申請手続業務 (用益権・担保物権の設定)	1 件	1		申請手続業務 (用益権・担保物権の設定)	1 件	1	
申請手続業務 (用益権・担保物権の移転又は処分)	1 件	65		申請手続業務 (用益権・担保物権の移転又は処分)	1 件	65	
申請手続業務 (登記名義人の表示変更・更正)	1 件	163		申請手続業務 (登記名義人の表示変更・更正)	1 件	163	
申請手続業務 (所有権の登記の抹消・変更)	1 件	1		申請手続業務 (所有権の登記の抹消・変更)	1 件	1	
申請手続業務 (所有権以外の登記の抹消・変更)	1 件	1		申請手続業務 (所有権以外の登記の抹消・変更)	1 件	1	
書類の作成等 (文案を要するものの正本)	1 件	43		書類の作成等 (文案を要するものの正本)	1 件	43	
書類の作成等 (文案を要するものの写し)	1 件	43		書類の作成等 (文案を要するものの写し)	1 件	43	
書類の作成等 (文案を要しないもの)	1 件	65		書類の作成等 (謄抄本等の請求及び受領)	1 通	1	
書類の作成等 (謄抄本等の請求及び受領)	1 通	1		割増料 I (不動産の個数 1 個を超える分に 1 個につき)	1 個	478	
割増料 I (不動産の個数 1 個を超える分に 1 個につき)	1 個	478		注：単価には人件費以外の事務所維持経費及び旅費等の経費も含まれる			
注：単価には人件費以外の事務所維持経費及び旅費等の経費も含まれる							

訂正表

訂正前			
別添			
単 価 表			
(業務名) 東北中央自動車道 (南陽高島～山形上山) 上山市地区権利登記業務			
種別	単位	単価	摘要
申請手続業務 (所有権保存)	1 件		
申請手続業務 (相続)	1 件		
申請手続業務 (所有権移転)	1 件		
申請手続業務 (用益権・担保物権の設定)	1 件		
申請手続業務 (用益権・担保物権の移転又は処分)	1 件		
申請手続業務 (登記名義人の表示変更・更正)	1 件		
申請手続業務 (所有権の登記の抹消・変更)	1 件		
申請手続業務 (所有権以外の登記の抹消・変更)	1 件		
書類の作成等 (文案を要するものの正本)	1 件		
書類の作成等 (文案を要するものの写し)	1 件		
書類の作成等 (文案を要しないもの)	1 件		
書類の作成等 (謄抄本等の請求及び受領)	1 通		
割増料 I (不動産の個数 1 個を超える分に 1 個につき)	1 個		

注：単価には人件費以外の事務所維持経費及び旅費等の経費も含まれる

訂正後			
別添			
単 価 表			
(業務名) 東北中央自動車道 (南陽高島～山形上山) 上山市地区権利登記業務			
種別	単位	単価	摘要
申請手続業務 (所有権保存)	1 件		
申請手続業務 (相続)	1 件		
申請手続業務 (所有権移転)	1 件		
申請手続業務 (用益権・担保物権の設定)	1 件		
申請手続業務 (用益権・担保物権の移転又は処分)	1 件		
申請手続業務 (登記名義人の表示変更・更正)	1 件		
申請手続業務 (所有権の登記の抹消・変更)	1 件		
申請手続業務 (所有権以外の登記の抹消・変更)	1 件		
書類の作成等 (文案を要するものの正本)	1 件		
書類の作成等 (文案を要するものの写し)	1 件		
書類の作成等 (謄抄本等の請求及び受領)	1 通		
割増料 I (不動産の個数 1 個を超える分に 1 個につき)	1 個		

注：単価には人件費以外の事務所維持経費及び旅費等の経費も含まれる

訂正表

別添4

訂正前

内訳書

(業務名)
東北中央自動車道(南陽高畠～山形上山)上山市地区権利登記業務

種別	単位	数量	単価	金額	摘要
申請手続業務(所有権保存)	1件	1			
申請手続業務(相続)	1件	43			
申請手続業務(所有権移転)	1件	817			
申請手続業務(用益権・担保物権の設定)	1件	1			
申請手続業務(用益権・担保物権の移転又は処分)	1件	65			
申請手続業務(登記名義人の表示変更・更正)	1件	163			
申請手続業務(所有権の登記の抹消・変更)	1件	1			
申請手続業務(所有権以外の登記の抹消・変更)	1件	1			
書類の作成等(文案を要するものの正本)	1件	43			
書類の作成等(文案を要するものの写し)	1件	43			
書類の作成等(文案を要しないもの)	1件	65			
書類の作成等(謄抄本等の請求及び受領)	1通	1			
割増料 I (不動産の個数1個を超える分に1個につき)	1個	478			
小計					
消費税等相当額					
合計					

注:単価には人件費以外の事務所維持経費及び旅費等の経費も含まれる

訂正後

内訳書

(業務名)
東北中央自動車道(南陽高畠～山形上山)上山市地区権利登記業務

種別	単位	数量	単価	金額	摘要
申請手続業務(所有権保存)	1件	1			
申請手続業務(相続)	1件	43			
申請手続業務(所有権移転)	1件	817			
申請手続業務(用益権・担保物権の設定)	1件	1			
申請手続業務(用益権・担保物権の移転又は処分)	1件	65			
申請手続業務(登記名義人の表示変更・更正)	1件	163			
申請手続業務(所有権の登記の抹消・変更)	1件	1			
申請手続業務(所有権以外の登記の抹消・変更)	1件	1			
書類の作成等(文案を要するものの正本)	1件	43			
書類の作成等(文案を要するものの写し)	1件	43			
書類の作成等(謄抄本等の請求及び受領)	1通	1			
割増料 I (不動産の個数1個を超える分に1個につき)	1個	478			
小計					
消費税等相当額					
合計					

注:単価には人件費以外の事務所維持経費及び旅費等の経費も含まれる